

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第六百三十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年三月二十六日

農林水産大臣 坂本 哲志

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30107号 令和6年3月6日	Citrus unshiu Marcow.	はる 春しずか	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町 9番6号 国立研究開発法人理化学 研究所 埼玉県和光市広沢2番1号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。